

令和7年度 柚木地区自治協議会 定期総会

【スローガン】

「ホタルのように明るく輝くまち 柚木」

～みんなで力を合わせて

豊かな柚木づくりを推進しましょう～

日 時：令和7年5月10日（土）

午後3時00分

場 所：柚木地区コミュニティセンター 講堂

柚木地区自治協議会 令和7年度定期総会 次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

佐世保市議会議員 田 中 稔 様

4 議 事

(事 務 局 長)

(1) 第1号議案 令和6年度事業報告 (白岩副会長)

(2) 第2号議案 令和6年度一般会計決算報告 (山口 会計)

(3) 第3号議案 令和6年度特別会計決算報告 (山口 会計)

(4) 会計監査報告 (池田 監事)

(5) 第4号議案 令和7年度事業計画(案)について (小川副会長)

(6) 第5号議案 令和7年度一般会計予算(案)について (山口 会計)

(7) 第6号議案 令和7年度特別会計予算(案)について (山口 会計)

(8) 第7号議案 柚木地区自治協議会規約改正(案)について (吉村 会長)

(9) 報告事項

①理事の変更について

②柚木地区自治協議会 連絡網について

(10) そ の 他

5 閉 会

(坂本副会長)

【資料】「柚木地区自治協議会規約」及び「組構成組織図」

月	日	事業内容	備考
4	5 (月)	令和6年度会計監査	
	6 (土)	春の全国交通安全運動 (～15日)	通学路を中心に安全指導
	10 (水)	総務部会 (公民館連合会) 4月定例会	
	24 (水)	第1回理事会	
5	11 (土)	柚木地区町内公民館連合会 令和6年度 総会	
	11 (土)	総務部会 (公民館連合会) 5月定例会	
	11 (土)	柚木地区自治協議会 令和6年度 総会	
	11 (土)	各種団体懇親会・歓送迎会	サンパーク吉井 (33名出席)
	21 (火)	「柚木自治協だより」6年6月号発行	全世帯配布
6	2 (日)	ホタル観賞会場草刈清掃	里美道路公園・遊歩道、史跡公園
	2 (日)	総務部会 (公民館連合会) 6月定例会	中学校駐車場
	8 (土)	柚木地区ホタル観賞会 (～9日)	里美道路公園広場一帯
7	7 (日)	健全育成協議会 ザリガニ釣り	郷美谷池
	10 (水)	総務部会 (公民館連合会) 7月定例会	
	13 (土)	夏の全国交通安全運動 (～19日)	通学路を中心に安全指導
8	4 (日)	健全育成協議会 夏のスポーツ大会	柚木中学校体育館
	7 (水)	総務部会 (公民館連合会) 8月定例会	
	7 (水)	柚木地域に貢献された方を偲ぶ会	出席者50名
	22 (木)	「柚木自治協だより」6年9月号発行	全世帯配布
9	11 (水)	総務部会 (公民館連合会) 9月定例会	
	15 (日)	柚木地区球技大会	柚木中学校
	20 (金)	「柚木自治協だより」6年10月号発行	全世帯配布
	21 (土)	秋の全国交通安全運動 (～30日)	通学路を中心に安全指導
10	13 (日)	柚木村史跡公園清掃	史跡公園
	13 (日)	総務部会 (公民館連合会) 10月定例会	中学校駐車場
	27 (日)	福祉推進部会 バッコー大会	柚木中学校体育館
11	8 (金)	総務部会 (公民館連合会) 11月定例会	
	8 (金)	柚木ふれあいまつり会場設営・準備	
	10 (日)	柚木ふれあいまつり	
	24 (日)	視察研修事業	呼子、唐津方面 (参加者33名)
12	8 (日)	凧づくり教室	地区コミュニティセンター講堂
	15 (日)	年末の交通安全県民運動 (～24日)	通学路を中心に安全指導
	25 (水)	門松づくり	柚木支所駐車場
	25 (水)	総務部会 (公民館連合会) 12月定例会	
1	1 (水)	「柚木自治協だより」7年1月号発行	全世帯配布
2	2 (日)	柚木地区凧あげ大会	柚木ふれあいの森公園
	2 (日)	総務部会 (公民館連合会) 2月定例会	
	21 (金)	「柚木自治協だより」7年3月号発行	全世帯配布
3	19 (火)	第2回理事会	
	19 (火)	総務部会 (公民館連合会) 3月定例会	

令和6年度 柚木地区自治協議会 事業報告（項目別）

1 事業活動

(1) 総務部会

①柚木地区球技大会

〔日時：令和6年9月15日（日） 場所：柚木中学校グラウンド・体育館〕
生涯スポーツの推進と地域連帯感の醸成を図るため、体育振興会との共催で、第28回柚木地区球技大会を開催しました。不参加の町内が多く、ソフトボール6チーム、ミニバレー7チームの参加となりました。両競技ともに熱戦が行われ盛況のうちに終了しましたが、今後は多くの参加者が見込める競技を考えなければいけない時期に来ていると思われます。
（参加者280名）

②柚木ふれあいまつり

〔日時：令和6年11月10日（日） 場所：柚木地区コミュニティセンター〕
地域の皆さんのコミュニティ活動や文化活動の成果発表の場として、また住民相互の親睦・交流の場として43回目のふれあいまつりを開催し、「出店」・「出演」・「展示」を行いました。午後からは、あいにくの雨模様になりましたが、多くの方にご来場いただき賑いました。（来場者延べ700名）

③視察研修事業

〔日時：令和6年11月24日（日） 視察地：呼子・唐津方面〕
日帰り行程で呼子・唐津方面の視察研修となりました。『玄海エネルギーパーク』では、原子力の安全対策に取り組んでいる様子等を見学しました。また、遊覧船による七ツ釜見学の予定は、あいにくの天候により湾内周遊のみとなりました。参加者の交流や親睦も深まりました。（参加者33名）

④年末の大門松づくり

〔日時：令和6年12月25日（水） 場所：柚木支所玄関前〕
一年の締めくくりの行事として、柚木支所・コミュニティセンターの玄関入口に、大型の門松を製作し設置しました。（参加者30名）

⑤柚木地区風あげ大会

〔日時：令和7年2月2日（日） 柚木ふれあいの森公園〕
青少年の健全育成と住民相互の融和を目指して、第30回風あげ大会を実施しました。
前日の雨で天候が心配されましたが、予定通り開催する事が出来ました。風はある程度吹いており、高く上がっている風が多くみられましたが、大風にとっては風が弱く、上げるのに苦労している様子でした。地元女性部のぜんざいふるまいもあり賑わいました。（参加者延べ110名）

⑥自治協議会情報紙「柚木自治協だより」発行事業

自治協議会活動を周知し、協議会への理解を深めてもらうため、情報紙「柚木自治協だより」を5月・8月・9月・1月・3月の5回発行し、地区内の全世帯に配付しました。

(2) 安全・防災部会

①交通安全運動

柚木地区交通安全推進会の主催で、年4回の交通安全運動に合わせて、街頭での交通安全活動を実施しました。

(3) 環境づくり部会

①柚木地区ホタル観賞会

〔日時：令和6年6月8日（土）・9日（日） 場所：里美道路公園周辺〕
総務部会との連携事業として、恒例の「ホタル観賞会」を実施しました。今回は2日間とも時折雨の降る中での開催でしたが、多くの皆さんがホタルの光の乱舞を楽しんでいました。（来場者250名）

②柚木村史跡公園清掃

総務部会との連携事業として、柚木村史跡公園の草刈清掃活動を6月と10月の2回実施しました。（参加者80名）

(4) 福祉推進部会

①福祉推進部会総会

（日時：令和6年6月19日（水） 場所：柚木地区コミュニティセンター）

②バッコー大会

（日時：令和6年10月27日（日） 場所：柚木中学校体育館）

(5) 青少年部会

①ザリガニ釣り

（日時：令和6年7月7日（日） 場所：里美郷美谷池）

②夏のスポーツ大会

（日時：令和6年8月4日（日） 場所：柚木中学校体育館）
ビーチバレーボール（参加者120名）

③ゆかしめぐり

④ホタル観賞会参加

6月のホタル観賞会において綿菓子のみを販売しました。

2 協議会運営

(1) 総会・理事会等の開催

①総 会

令和6年5月11日（土）に柚木地区コミュニティセンター講堂で定期総会を開催し、8つの議案が提案通り議決承認されました（参加者47名）。

②理事会

令和6年4月24日、令和7年3月19日、の2回会議を開催しました。

③専門部会

総務部会（町内公民館連合会）の会議をほぼ毎月開催しました。

(2) 事務局の運営

事務局長（週1回約2時間兼務）及び事務局員（毎週月・水・金曜日の午前10時～午後5時勤務）の2名体制で事業推進に係る各種事務を執行しました。

令和6年度 柚木地区自治協議会 収支決算書

(収 入)

(単位：円)

項 目	予算額A	決算額B	差引B-A	摘 要
会 費	308,000	329,280	21,280	自治協議会会費 (@230×1,176世帯) 福祉推進部会会費 (@50×1,176世帯)
繰 越 金	1,131,405	1,131,405	0	令和5年度繰越金 (本部822,117、福祉推進部309,288)
負 担 金	1,240,000	469,000	△ 771,000	視察研修事業、各種団体懇親会送別会負担金
補 助 金 ①	2,706,000	2,706,000	0	佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金 (活動費1,406,000、人件費1,300,000)
補 助 金 ②	290,400	167,000	△ 123,400	佐世保市社会福祉協議会補助金 (地域福祉活動補助金106,000、食事サービス事業49,000 サロン補助金(下岳サロン) 12,000)
寄 付 金	300,000	239,000	△ 61,000	ふれあいまつり、視察研修事業ほか
雑 収 入	195	918	723	預金利息(本部782、福祉推進部136)
合 計	5,976,000	5,042,603	△ 933,397	

(支 出)

(単位：円)

項 目	予算額A	決算額B	差引B-A	摘 要
協議会運営費	531,000	517,044	△ 13,956	会議開催費(総会、理事会、部会等) 79,390
				自治協議会だより発行事業 58,726
				研修費 53,100
				役員手当 140,000
				事務局費(インターネット接続費、事務用品費等) 185,828
事業費	総務部会	2,510,000	△ 1,194,477	柚木地区球技大会 230,000
				柚木ふれあいまつり 430,688
				柚木地区風あげ大会 97,455
				視察研修事業 557,380
	安全・防災部会	120,000	△ 24,170	交通安全運動等 95,830
	環境づくり部会	410,000	△ 86,702	柚木地区ホテル観賞会 236,998
				柚木村史跡公園等清掃、環境パトロール等 80,988
	福祉推進部会	654,688	△ 232,684	大門松作り 5,312
	青少年部会	60,000	△ 60,000	研修費等 422,004
事務局人件費	1,343,000	1,319,502	△ 23,498	事務局長報酬(@20,000×12月) 240,000
				事務局員賃金(@1,000×1,075h) 1,075,000
				労災保険料 4,502
予 備 費	347,312	0	△ 347,312	
合 計	5,976,000	3,993,201	△ 1,982,799	

【収入】 5,042,603円 — 【支出】 3,993,201円 = 【繰越金】 1,049,402円

残額1,049,402円は、次年度に繰り越します。

(各部会別繰越残高 本部930,182、福祉推進部119,220)

上記のとおり報告いたします。

令和7年4月 7 日

会長 吉 村 勝 彦

会計 山 口 勝 利

監査の結果、上記決算書に間違いのないことを認め、報告いたします。

令和7年4月 7 日

監事 吉 山 春 雄

監事 池 田 敏 明

令和6年度 柚木地区自治協議会【特別会計】収支決算書

(収 入)

(単位：円)

項 目	予算案A	決算額B	差引B-A	摘 要
繰 越 金	131,736	131,736	0	令和5年度繰越金
寄 付 金	0	0	0	
雑 入	0	53	53	預金利息
合 計	131,736	131,789	53	

(支 出)

(単位：円)

項 目	予算案A	決算額B	差引B-A	摘 要
繰 出 金	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

【収入】 131,789 円 — 【支出】 0 円 = 【繰越金】 = 131,789 円

残金は131,789円は、次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和7年4月 7 日

会長 吉 村 勝 彦 

会計 山 口 勝 利 

監査の結果、上記決算書に間違いのないことを認め、報告いたします。

令和7年4月 7 日

監事 吉 山 春 雄 

監事 池 田 敏 明 

1 事業活動**(1) 総務部会**

- | | |
|-----------------|--------|
| ①柚木ふれあいまつり（文化部） | 11月 |
| ②柚木地区防災訓練 | 10月 |
| ③柚木地区凧あげ大会（体育部） | 令和8年2月 |
| ④視察研修事業（文化部）他 | 11月 |
| ⑤部会会議 | 毎月 |

(2) 安全・防災部会

- | | |
|---------------|--------------|
| ①交通安全運動〔年4回〕 | 4月、7月、9月、12月 |
| ②防災・防犯活動（25町） | 通年 |
| ③部会会議 | 2月 |

(3) 環境づくり部会

- | | |
|----------------------|--------|
| ①柚木地区ホタル観賞会（総務部会と連携） | 6月 |
| ②柚木村史跡公園清掃（総務部会と連携） | 6月、10月 |
| ③その他 | 随時 |
| ④部会会議 | 2月 |

(4) 福祉推進部会

- | | |
|--------------|--------|
| ①ふれあいいきいきサロン | 随時 |
| ②高齢者食事サービス事業 | 11月、2月 |
| ③部会会議 | 2月 |

(5) 体育部会

- | | |
|---------------------|--------|
| ①柚木地区運動会（総務部会と連携） | 9月 |
| ③柚木地区凧あげ大会（総務部会と連携） | 令和8年2月 |
| ③部会会議 | 2月 |

(6) 青少年部会

- | | |
|------------------------------|--------|
| ①ザリガニ釣り（放課後子ども教室） | 7月 |
| ②夏のスポーツ大会・ゆかしめぐり（主管：健全育成協議会） | 8月、11月 |
| ③部会会議 | 2月 |

2 協議会運営**(1) 総会・理事会の開催**

- | | |
|-----------|--------------|
| ①総会 | 5月 |
| ②理事会〔年4回〕 | 4月、7月、10月、3月 |

(2) 情報誌の発行

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①自治協議会だよりの発行〔年5回〕 | 6・9・10・1・3月 |
| ②柚木PR広報 他 | 通年 |

(3) 事務局の運営

通年

第5号議案

令和7年度 柚木地区自治協議会 収支予算（案）

（収 入）

（単位：円）

項 目	06予算額	07予算額	比較増減	摘 要
会 費	308,000	495,000	187,000	自治協議会会費（@400×1,100世帯） 福祉推進部会会費（@50×1,100世帯）
繰 越 金	1,131,405	1,049,402	△ 82,003	令和6年度繰越金 （自治協930,182、福祉推進部119,220）
負 担 金	1,240,000	560,000	△ 680,000	視察研修事業、各種団体歓送迎会参加負担金
補助金・交付金	2,996,400	3,105,400	109,000	佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金 （2,815,000） 佐世保市社会福祉協議会補助金 （地域福祉活動補助金108,400、 食事サービス事業182,000）
寄 付 金	300,000	190,000	△ 110,000	ふれあいまつり、凧あげ大会等のご芳志
雑 収 入	195	1,198	1,003	預金利息等
合 計	5,976,000	5,401,000	△ 575,000	

（支 出）

（単位：円）

項 目	06予算額	07予算額	比較増減	摘 要
協議会運営費	531,000	691,000	160,000	会議開催費（総会、理事会、部会等） 110,000
				自治協だより等発行事業 80,000
				研修費 71,000
				役員手当 140,000
				事務局費（インターネット接続費、事務用品費等） 120,000
				北部地区連合町内会連絡協議会 120,000
				渉外費 50,000
事業費	総務部会	2,510,000	△ 813,000	柚木ふれあいまつり 680,000
				柚木地区凧あげ大会 232,000
				視察研修事業 465,000
				各種団体懇親会・歓送迎会 270,000
				防災訓練事業 50,000
	安全・防災部会	120,000	10,000	交通安全運動等 130,000
	環境づくり部会	410,000	△ 10,000	柚木地区ホテル観賞会 280,000
				柚木村史跡公園清掃、環境パトロール等 120,000
	福祉推進部会	654,688	△ 190,068	食事サービス、いきいきサロン、地域福祉研修事業等 464,620
	体 育 部 会	0	250,000	柚木地区運動会 250,000
	青 少 年 部 会	60,000	0	3世代交流事業等 60,000
事務局人件費	1,343,000	1,657,000	314,000	事務局長報酬（@20,000×12月） 240,000
				事務局員賃金 （@1,000×1,412h） 1,412,000
				労災保険料 5,000
予 備 費	347,312	51,380	△ 295,932	51,380
合 計	5,976,000	5,401,000	△ 575,000	5,401,000

令和7年度 柚木地区自治協議会【特別会計】収支予算（案）

（収 入）

（単位：円）

項 目	06決算額	07予算額	比較増減	摘 要
繰 越 金	131,736	131,789	53	令和6年度繰越金
寄 付 金	0	0	0	
雑 入	0	0	0	
合 計	131,736	131,789	53	

（支 出）

（単位：円）

項 目	06決算額	07予算額	比較増減	摘 要
繰 出 金	0	0	0	
予 備 費	131,736	131,789	0	
合 計	131,736	131,789	0	

柚木地区自治協議会規約の改正（案）について

○改正内容

- ・規約第5条の「及び柚木地区体育振興会」の文言を削除する。
- ・規約第14条第1項(5)号に体育部会を追加する。これにより(5)号の青少年部会を(6)号に変更する。
- ・規約第14条第3項の別表1に体育部会を追加し、次のように別表1を改正する。

柚木地区自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「柚木地区自治協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「自分たちの手によるまちづくり」を基本理念として、柚木地区の住民相互の交流と親睦を図りながら、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを行うことにより、住民自治の推進に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を協議し必要な事業を推進する。

- (1) 地区住民の健康増進と福祉の推進に関する事
- (2) 文化、教養の向上及びスポーツ・レクリエーション等の促進にかかる生涯学習事業に関する事
- (3) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事
- (4) 生活環境の保持と改善向上に関する事
- (5) 青少年健全育成に関する事
- (6) 防犯、防災、防火、交通安全に関する事
- (7) 環境保全に関する事
- (8) 協議会の活動に係る情報提供に関する事
- (9) その他、地域課題の集約及び目的達成に必要な事項

(活動の範囲等)

第4条 協議会の活動の範囲は、柚木地区内とし、柚木地区コミュニティセンターを活動拠点とするものとする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りでない。

(地域諸団体の包括と連携)

第5条 協議会は、柚木中学校区青少年健全育成協議会及び柚木地区体育振興会を包括し、連携して関係する地域活動を実施する。

(会員)

第6条 協議会の会員は、柚木地区内を活動範囲とする各種活動団体及び柚木地区住民とする。

第2章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 数名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 2名
- 2 監事を除く役員は、理事会の理事を兼務できる。
 - 3 会長、副会長は、部会長又は副部会長を兼務できる。
 - 4 会計は、総務部会を除く部会の部会長又は副部会長を兼務できる。
 - 5 必要に応じて、本会に顧問を置くことができる。
 - 6 役員に手当を支給する。手当の額及び支給方法については別途内規で定める。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序に従って、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(役員の選出)

第9条 会長、副会長、会計及び監事は、会員の中から理事会で推薦し、総会において決定する。

- 2 会長の選出については、必要に応じて「会長候補者推薦委員会」を開催して会長候補者を選出し、理事会に推薦するものとする。会長候補者推薦委員会については、別途内規で定める。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残余期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。ただし、会長については、6年を超えることはできない。

第3章 会議

(会議の構成)

第11条 協議会は、総会、理事会及び部会をもって構成する。

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関であって、各町内会と部会を構成する各種団体の代表及びそれと同等の者（以下「構成員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は構成員の3分

の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 協議会の事業報告及び決算に関すること
- (3) 理事会の推薦に基づき、協議会の会長、副会長、会計及び監事を選任すること
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること
- (5) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること

(理事会)

第13条 理事会は、常設の執行機関であつて、次の各号に掲げる会員を理事として構成する。

- (1) 第7条の役員（監事を除く）
- (2) 柚木地区町内公民館連合会役員（監査を除く）
- (3) 総務部会を除く専門部会の正副部会長
- (4) 柚木小学校校長、柚木中学校校長及び佐世保警察署柚木町警察官駐在所勤務の警察官

2 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画（案）及び予算（案）を策定し、事業報告及び決算を行うこと
- (2) 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること
- (3) 審議決定した事項を会員に周知すること
- (4) 総会をやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること

3 第1項第3号の理事が定例会にやむを得ず出席できない場合は、代理を出席させることができる。

4 定例会を、必要の都度、開催する。ただし、緊急に開催の必要がある場合は、会長が招集する。

(部会)

第14条 第2条の目的達成のための実行機関として、第3条の事業を遂行するため次の部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 安全・防災部会
- (3) 環境づくり部会
- (4) 福祉推進部会
- (5) 体育部会
- (6) 青少年部会

2 部会長、副部会長及び書記は、部会構成員の互選により選出し、その職務は以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(3) 書記は、部会の書記を担当する。

3 各部会を構成する団体は別表1のとおりとする。

(会議の招集)

第15条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第16条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

第4章 事務局

(事務局体制等)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、柚木地区コミュニティセンター内（柚木町2088番地2）に事務局を設置する。

2 事務局に事務局職員（事務局長及び事務局員）を置くことができる。

3 事務局職員は、会長が任命する。

(事務局職員)

第18条 事務局職員は、原則として地区内に居住する住民の中から、選考により採用する。

2 事務局職員の選考は理事会において行う。

3 事務局職員の勤務時間及び給与等勤務条件は、別に定める。

(事務局職員の責務)

第19条 事務局職員は、協議会運営に関して、会長の命令に基づき、円滑な運営に努める。

2 事務局長は、協議会の事務を総括する。

3 事務局職員の職務は、次の各号に定める。

(1) 協議会の運営に関すること

(2) 行政との連絡調整に関すること

(3) 会員等との連絡調整に関すること

(4) 協議会の会計業務を処理すること

(5) その他会長が必要と認めること

第5章 会計

(経費)

第20条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもつてあてる。

2 会費の額については、別途内規で定める。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立初年度の会計年度は、設立時に始まり翌年3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第22条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第23条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第24条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については、特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開と共有)

第25条 協議会の運営及び活動については、積極的に情報誌等を通じて、会員等に情報提供を行い、また、会員等が持っているまちづくりの情報を収集し、協議会の運営及び活動を行う。

第7章 その他

(雑則)

(細則・内規の整備)

第26条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて細則・内規を整備するものとする。

雑則)

第27条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月21日から施行する。

(設立初年度の理事会)

2 協議会の設立初年度の理事会については、第13条の規定にかかわらず、元・柚木地区自治協議会設立準備会委員をもって構成するものとする。

附 則

(施行期日)

本規約は、平成29年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、平成30年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和元年5月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

(会長任期の延長)

協議会の会長の任期については、第11条第2項の規定にかかわらず、令和4・5年度の1期2年に限り任期6年の制限を超えて8年まで延長できるものとする。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和4年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 14 条第 3 項関係）

部 会 名	所 属 団 体 名
総 務 部 会	柚木地区町内公民館連合会
安全・防災部会	消防第 2 2 分団、柚木町警察官駐在所、交通安全推進会、自主防災会、柚木地区防犯協会、 <u>柚木女性防火防災クラブ</u> 、佐世保地区保護司会、佐世保警察署少年補導員、青少年教育センター補導委員
環境づくり部会	町内公民館連合会（環境部会）、クリーン推進委員 農事組合法人柚木よかもん市、認定農業者協議会柚木支部
福 祉 推 進 部 会	柚木地区民生委員児童委員協議会、 <u>町内公民館連合会（役員）</u> 、柚木地区公民館女性部（三役）、柚木遺族会、 <u>食生活改善推進委員</u> 、運動普及推進委員
体 育 部 会	<u>柚木地区体育振興会</u> 、 <u>町内公民館連合会（体育部）</u>
青 少 年 部 会	柚木中学校区青少年健全育成協議会、柚木小学校 P T A、柚木中学校育友会、柚木地区民生委員児童委員協議会、柚木小学校、柚木中学校、児童養護施設若竹の家、小中学校支援会議、青少年教育センター補導委員、佐世保警察署少年補導員

部 会 名	主な事業・行事・活動
総 務 部 会	ホタル観賞会、 <u>地区大運動会</u> 、 <u>地区球技大会</u> 、柚木ふれあいまつり、凧あげ大会、視察研修、市政懇談会、広報
安全・防災部会	避難訓練、防犯・防災イベント開催、危険箇所パトロール、防犯パトロール、交通安全活動、災害時援護者把握（福祉推進部会と連携）
環境づくり部会	ホタル観賞会、柚木村史跡公園清掃、町内一斉清掃、空き缶回収キャンペーン、不法投棄パトロール
福 祉 推 進 部 会	ふれあいネットワーク、友愛訪問、高齢者食事サービス事業、食生活改善運動、伝統料理伝承、災害時援護者把握
体 育 部 会	<u>地区運動会</u> 、 <u>球技大会</u> 、 <u>凧あげ大会</u>
青 少 年 部 会	夏のスポーツ大会、ゆかしめぐり、しめ縄づくり※、凧作り教室※、子どもの見守り活動、放課後子ども教室、柚木っ子を語る会

【 柚木地区自治協議会 組織構成図 】

※令和7年5月10日現在

